

20長寿第49477号
平成21年2月24日
26長寿第39821号
平成26年8月14日
26長寿第78490号
平成27年3月17日
元長寿第31329号
令和元年8月30日
5長寿第237522号
令和6年4月1日
【最終改正】6長寿第285708号
令和7年4月1日

各軽費老人ホーム設置者 様

香川県健康福祉部長

軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて

標記については、軽費老人ホーム利用料等取扱基準を別添のとおり定めましたのでお知らせします。

この基準は、平成20年6月1日より適用することとし、これに伴い、「軽費老人ホームの設置及び運営について」（平成17年3月4日付16長寿第61479号香川県健康福祉部長通知）は廃止します。

軽費老人ホーム利用料等取扱基準

第1 軽費老人ホームの利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

(1) サービスの提供に要する費用(月額)は、入所者が負担すべき額として別表Ⅰ－１のサービスの提供に要する基本額(月額)を上限とする。

(2) サービスの提供に要する費用の一部については、入所者本人の所得に応じて助成を行う。

(3) サービスの提供に要する費用の助成基準額(月額)は、別表Ⅰ－１のサービスの提供に要する基本額(月額)から、別表Ⅱ－１の本人からの徴収額(月額)を差し引いた額とする。

(4) サービスの提供に要する費用の減額

ア サービスの提供に要する費用の減額を希望する者は、入所時及び翌年度以降年1回入所者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

イ 施設長は、申請の内容等を審査の上、別表Ⅱ－１により、減額後の徴収額を認定するものであること。

なお、申請に誤りがあった場合は、入所者への追加徴収を原則とすること。

ウ 施設長は、申請書及び挙証資料について、秘密の保持と、その管理について十分留意すること。

3 生活費

(1) 生活費(月額)の設定

生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。)は、下表に定める額を上限とする。必要に応じ、11月から3月までの間に限り暖房費を徴収することができるものとし、その1か月当たりの額は、冬季加算額の欄に定める額以下とする。

1人当たりの額	冬期加算額(11月から3月まで)
円 48,500	円 2,100

4 居住に要する費用

(1) 居住に要する費用の設定及び支払い方式

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

（イ）分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

（ウ）併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た数を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する経費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入所者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

（2）居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

第2 軽費老人ホームA型の利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームA型における入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

- (1) サービスの提供に要する費用（月額）は、入所者が負担すべき額として別表Ⅰ－2のサービスの提供に要する基本額（月額）を上限とする。
- (2) サービスの提供に要する費用の一部については、利用者本人の所得に応じて助成を行う。
- (3) サービスの提供に要する費用の助成基準額（月額）は、別表Ⅰ－2のサービスの提供に要する基本額（月額）から、別表Ⅱ－2の本人からの徴収額（月額）を差し引いた額とする。
- (4) サービスの提供に要する費用の減額

ア サービスの提供に要する費用の減額を希望する者は、入所時及び翌年度以降年1回入所者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

イ 施設長は、申請の内容等を審査の上、別表Ⅱ－1により、減額後の徴収額を認定するものであること。

なお、申請に誤りがあった場合は、入所者への追加徴収を原則とすること。

ウ 施設長は、申請書及び挙証資料について、秘密の保持と、その管理について十分留意すること。

3 生活費

(1) 生活費（月額）の設定

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、下表に定める額を上限とする。必要に応じ、11月から3月までの間に限り暖房費を徴収することができるものとし、その1か月当たりの額は、冬季加算額の欄に定める額以下とする。

1人当たりの額	冬期加算額（11月から3月まで）
円 57,300	円 2,100

4 その他

(1) 退去時の取り扱いについて

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成10年3月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

第3 軽費老人ホームB型の利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームB型における入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」及び「居住に要する費用」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用（月額）の設定

サービスの提供に要する費用（月額）は、入所者が負担すべき額として次に定める額を上限とする。

27,600円

3 居住に要する費用（月額）

居住に要する費用（月額）の設定にあたっては、施設の建築年次における施設整備費補助をはじめ、その他の公的補助の状況及び入所者数、その他の事情を勘案し、適切に行うよう努めること。

（参考）

○平成9年度以前に整備された施設

定員1人当たりの国庫補助基準面積×

（建設年度の建築基準単価+暖房基準単価）×1/4×乗率

○平成10年度以降に整備された施設

実際の建築に要した費用/定員×乗率

<乗率>

耐火構造 0.00908

準耐火構造平屋建 0.01172

準耐火構造2階建 0.01038

4 その他

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成10年3月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

別表Ⅰ－１

サービスの提供に要する基本額（月額）

軽費老人ホーム

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額（月額）について、以下のとおりとなるので留意すること。

	サービスの提供に要する 基本額（月額）	備 考
特定施設入居者生活 介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥＋⑩、⑧＋⑩の組み合わせについては、一般入所者が 30 人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

①単独設置

取扱定員	令和 7 年 4 月以降適用
人	円
20	131, 400
21—30	88, 100
31—40	77, 100
41—50	68, 600
51—60	58, 100
61—70	54, 800
71—80	48, 200
81—90	47, 700
91—100	42, 900
101—110	41, 300
111—120	38, 000
121—130	38, 500
131—140	35, 900
141—150	34, 600

②単独設置

介護職員 1 名を配置しない場合

取扱定員	令和 7 年 4 月以降適用
20 人	110, 100 円
21—30	73, 800
31—40	66, 400
41—50	60, 100
51—60	50, 900
61—70	48, 800
71—80	42, 800
81—90	42, 900
91—100	38, 800
101—110	37, 500
111—120	34, 500
121—130	35, 300
131—140	32, 900
141—150	31, 800

③併設設置

取扱定員	令和 7 年 4 月以降適用
人	円
10—14	135, 900
15—19	91, 100
20—29	86, 200
30	62, 600
31—40	58, 000
41—50	46, 600
51—60	39, 000
61—70	33, 700
71—80	29, 700
81—90	31, 300
91—100	28, 300
101—110	27, 300
111—120	25, 100
121—130	26, 700
131—140	25, 000
141—150	24, 200

④併設設置 介護職員 1 名を配置しない場合

取扱定員	令和 7 年 4 月以降適用
人	円
10—14	93, 100
15—19	62, 500
20—29	64, 900
30	48, 300
31—40	47, 400
41—50	38, 000
51—60	32, 000
61—70	27, 500
71—80	24, 200
81—90	26, 400
91—100	23, 900
101—110	23, 400
111—120	21, 600
121—130	23, 400
131—140	21, 900
141—150	21, 400

⑤特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）

共通職員

取扱定員	令和7年4月以降適用
人	円
20	99,100
21—30	66,500
31—40	50,300
41—50	47,100
51—60	40,000
61—70	39,400
71—80	34,800
81—90	30,900
91—100	27,900
101—110	27,600
111—120	25,400
121—130	27,000
131—140	25,200
141—150	24,400

⑥特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

取扱定員	令和7年4月以降適用
人	円
20	76,600
21—30	51,500
31—40	38,900
41—50	38,000
51—60	32,700
61—70	33,100
71—80	29,100
81—90	25,900
91—100	23,400
101—110	23,500
111—120	21,700
121—130	23,500
131—140	22,000
141—150	21,500

⑦特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）

共通職員

取扱定員	令和7年4月以降適用
人	円
10—14	71,200
15—19	47,900
20—29	53,700
30	40,900
31—40	31,000
41—50	25,100
51—60	21,200
61—70	18,300
71—80	16,200
81—90	14,500
91—100	13,200
101—110	13,700
111—120	12,700
121—130	15,200
131—140	14,200
141—150	14,300

⑧特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

取扱定員	令和7年4月以降適用
人	円
10—14	26,200
15—19	17,900
20—29	31,300
30	26,000
31—40	19,800
41—50	16,100
51—60	13,600
61—70	11,900
71—80	10,700
81—90	9,700
91—100	8,700
101—110	13,700
111—120	12,700
121—130	11,800
131—140	11,100
141—150	11,300

⑨特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）

一般入所者に対する介護職員

一般入所者数	令和 7 年 4 月以降適用
人	円
20	33,000
21—30	21,500
31—40	26,800
41—50	21,400
51—60	17,800
61—70	15,300
71—80	13,400
81—90	16,600
91—100	15,000
101—110	13,600
111—120	12,500
121—130	11,600
131—140	10,800
141—150	10,100

⑩特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）

一般入所者に対する介護職員を 1 名置かなかった場合

一般入所者数	令和 7 年 4 月以降適用
人	円
20	11,900
21—30	7,300
31—40	16,100
41—50	12,900
51—60	10,800
61—70	9,200
71—80	8,000
81—90	12,000
91—100	10,800
101—110	9,800
111—120	8,900
121—130	8,100
131—140	7,600
141—150	7,000

（注 1）一般入所者数は、前年度の平均値とする。

別表 I - 2

サービスの提供に要する基本額（月額）

軽費老人ホーム A 型

① 単独設置

取扱定員	令和 7 年 4 月以降適用
50 人	111,100 円

② 併設施設

取扱定員	令和 7 年 4 月以降適用
50 人	79,800 円

③ 特定施設入居者生活介護を受けた場合

共通職員

取扱定員	令和 7 年 4 月以降適用
50 人	50,600 円

④ 特定施設入居者生活介護を受けた場合

一般入所者に対する介護職員等

一般入所者数	令和 7 年 4 月以降適用
20 人	40,100 円
21—30	41,700
31—40	42,400
41—50	43,000

（注 1）上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、I - 2 - ③の「共通職員単価」によるものを、また、それ以外の一般入所者については、「共通職員単価」に I - 2 - ④の「一般入所者に対する介護職員等単価」を加えたものを、サービスに要する費用の基本額（月額）とする。

（注 2）一般入所者数は、前年度の平均値とする。

別表Ⅱ－１

本人からの徴収額（月額）

軽費老人ホーム

対象収入による階層区分		費用徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000
16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000
17	3,000,001 円～3,100,000 円	92,000
18	3,100,001 円以上	全 額

（注１） この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注２） 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成１８年１月２４日老発第０１２４００４号）の「１「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成１８年１月２４日老計発第０１２４００１号）の第２の１の（１）「前年」の対象収入の取扱い、（３）「収入として認定するものの取扱い」、（４）「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

（注３） 本人からの徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。

（注４） 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額

の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

別表Ⅱ－２

本人からの徴収額(月額)

軽費老人ホームＡ型

(平成３年７月１日以降の入所者から適用)

対象収入による階層区分		費用徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000
16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000
17	3,000,001 円～3,100,000 円	93,000
18	3,100,001 円～3,200,000 円	101,000
19	3,200,001 円～3,300,000 円	109,000
20	3,300,001 円～3,400,000 円	117,000
21	3,400,001 円以上	全 額

(注１) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注２) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成１８年１月２４日老発第０１２４００４号)の「１「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成１８年１月２４日老計発第０１２４００１号)の第２の１の(１)「前年」の対象収入の取扱い、(３)「収入として認定するものの取扱い」、(４)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注３) 本人からの徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。

- (注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。